

# ～智頭町定住促進対策事業～

## 智頭町にお住まいの45歳未満への定住支援制度

### 【住宅改修及び新築支援事業】

補助対象者	申請時において夫婦ともに45歳未満の者（同居配偶者がいない者については、18歳未満の扶養親族がいる者に限る）
補助率	事業費の1/2（上限100万円）
内容	智頭町に定住する目的で町内で住宅を購入、又は住宅を新築・改修する経費について、経費の一部を補助します。 ただし、町内の業者で工事等を行い、町税等の滞納のない者としてします。

### 【宅地取得助成事業】

補助対象者	申請時において夫婦ともに45歳未満の者（同居配偶者がいない者については、18歳未満の扶養親族がいる者に限る）
補助率	事業費の1/2（上限100万円）
内容	智頭町の土地を購入した経費について、経費の一部を補助します。 ただし、土地購入後3年以内に新築の専用住宅を町内業者と契約した場合、及び町税等の滞納のない者に限ります。

### 【住宅家賃助成事業】

補助対象者	申請時において夫婦ともに45歳未満の者（同居配偶者がいない者については、18歳未満の扶養親族がいる者に限る）
補助率	事業費の1/2（上限1万円/月）※最大3年間
内容	智頭町の賃貸住宅に入居している場合、家賃経費の一部を補助します。 ただし、事業所等から住居手当等の支給がある場合は対象外とします。 また、町税等に滞納がない者に限ります。

【定住・就労助成事業】

補助対象者	町内に居住する新規学卒者、又は智頭町に定住の意志をもって智頭町又は通勤可能な町外の事業所に就職した45歳未満の者
内 容	町内に居住する新規学卒者、又は智頭町に定住の意志をもって智頭町又は通勤可能な町外の事業所に就職した45歳未満の者に対し、一定額を補助します。 ただし、町税等に滞納がない者に限ります。

※注) いずれも予算に限りがあるので、必ず交付されるとは限りません。